平成２２年（フ）第１３９号
奈良県香芝市良福寺239番地の４、前住所愛知県名古屋市西区枇杷島４丁目９番１号　かねい荘105号
債務者　佐々木理香
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
奈良県磯城郡川西町大字結崎800番地の１　ル・ソレイユ結崎601号
債務者　田中　清三
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
奈良県磯城郡川西町大字結崎800番地の１　ル・ソレイユ結崎601号
債務者　田中　久子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
奈良県磯城郡田原本町大字大木113番地の６、前住所奈良県桜井市大字橋本66番地の10
債務者　金澤　定信
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
広島県三原市宮沖１丁目18番４―503号
債務者　赤川　鈴子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第５号
徳島県阿南市長生町西方446番地７
債務者　古川　由香
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第６号
徳島県阿南市津乃峰町長浜18番地　県営住宅阿南団地145号
債務者　條邉　昭雄
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第２８号
愛媛県宇和島市別当２丁目５番２－４号　市営住宅
債務者　角田　年幸
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第３１号
愛媛県西予市宇和町れんげ101番地107
債務者　内宮十九好
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第３８号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市371番地
債務者　芝　　朋美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１５号
福岡県筑後市大字上北島355番地　市営住宅上北島団地16号
債務者　小川　暢子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１７号
福岡県筑後市大字長浜906番地１　ジェネシスⅢ201号
債務者　近藤　信之
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１８号
福岡県筑後市大字長浜906番地１　ジェネシスⅢ201号
債務者　近藤貴代香
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１６０号
北九州市門司区永黒２丁目４番２―303号
債務者　垣内　義明
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３３２号
北九州市八幡西区泉ケ浦２丁目11番10号
債務者　松田　美香
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３３３号
北九州市門司区梅ノ木町６番21―202号
債務者　佐々木和美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１９０号
福岡県田川市大字弓削田1002番地８
債務者　西　　順子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所田川支部